

# 三重県食品中小企業集団

## <規約>

(名称)

第1条 本会は三重県食品中小企業集団と称す。

(目的)

第2条 本会は、三重県内の食品関連事業者間の連携により、販路拡大、生産性向上に向けた活動の強化を図り、三重県経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 食品関連事業に係る情報の収集、提供活動に関する事業
- (2) 食品関連事業者間の交流促進に関する事業
- (3) 産学官との交流・連携に関する事業
- (4) 諸団体との連絡調整
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同する県内の食品関連事業者等で、所定の申込書(様式第1号)を提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退会)

第5条 退会は会員の申し出によるものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名(2) 副会長 若干名(3) 監事 若干名
- 2 会長・副会長・監事は総会において決定する。
- 3 役員の内任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(職務)

第7条 役員職務は、次の各号に定める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の業務および会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、本規約で別途に定めるもののほか、本会の事業運営に関する事項について審議、決定する。
- 3 議決は、出席会員の過半数をもって決する。

(役員会)

第9条 本会の事業運営に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理するために役員会を置く。

- 2 役員会は会長が召集し、会長が議長となる
- 3 議決は、出席役員の過半数をもって決する。

(会費)

第10条 会費の必要がある場合は、随時会費又は賦課金を徴収できるものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人三重県産業支援センターに置く。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 本規約は令和6年6月13日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員は、第6条の規定にかかわらず、本会設立の日から令和7年度最初の総会の日までとする。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、本会の設立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の総会は、第8条の規定にかかわらず、設立準備会が招集することとする。